

根室市過疎地域持続的発展市町村計画

【令和 3 年度～令和 7 年度】

令和 5 年 3 月 20 日改訂

北海道根室市

目 次

1. 基本的な事項	
(1) 根室市の概況	1
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 過疎の状況	2
③ 社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
① 人口の推移	4
② 産業の動向	6
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
① 移住・定住	14
② 地域間交流	14
③ 人材育成・確保	14
(2) その対策	15
(3) 事業計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	17
① 水産業	17
② 農林業	18
③ 地域産業	19
④ 商業	20
⑤ 労働	21
⑥ 観光	21
⑦ 産業連携	22
⑧ その他	22
(2) その対策	22
(3) 事業計画	23
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	25

4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 事業計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	27
① 道路	27
② 交通	27
(2) その対策	28
(3) 事業計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	30
① 公営住宅等	30
② 上水道	30
③ 下水道	30
④ 環境衛生	31
⑤ 公園・緑化・環境	32
⑥ 消防・防災	32
(2) その対策	33
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	35
① 子育て環境	35
② 児童・母子福祉	35
③ 高齢者福祉等	35
④ 障がい者福祉	36
⑤ 保健	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	41
① 幼児教育	41
② 学校教育	41
③ 生涯学習	41
④ 社会体育	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 事業計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	48
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	49
① 北方領土問題	49
② 北方四島交流による相互理解の増進等	49
(2) その対策	50
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
14. 過疎地域持続的発展特別事業の再掲	51

1. 基本的な事項

(1) 根室市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

根室市は、北海道の東部に位置し、東西に 100.55km、南北に 54.71 km、北はオホーツク海、南は太平洋を臨み、面積 506.25k m²（うち歯舞群島 99.94 k m²）の細長い半島状の地形を有し、東は納沙布岬の先に海を隔てて歯舞群島及び色丹島、北東には国後島、択捉島などの北方領土が連なり、西には白鳥の湖として知られる広大な風蓮湖と世界有数の野鳥・水鳥の飛来地として有名である春国岱のラムサール条約登録湿地を有する自然豊かなまちである。

気候は、海洋性気候で年間の海霧日数は例年 100 日前後に達する。令和 2 年の年平均気温は 7.3℃と冷涼であり、最高気温 32.5℃、最低気温-11.9℃と寒暖の差がやや大きく、日照時間は 1,924 時間となっているが、海霧のため特に 6 月から 8 月には著しく少なく、秋から冬にかけて晴天の日が多い。令和 2 年の降水量は 777.0mm であり、年間降雪量は 161 cmとなっている。

(歴史的条件)

根室市は、元禄年間（1688 年～1704 年）に開拓が始まり、寛政 11 年（1799 年）に幕府の直轄地となり奉行庁舎が置かれている。明治 15 年には開拓使が廃止され、北海道 3 県の一つとして根室県庁が置かれ、明治 33 年には一級町村制が施行され根室町となっている。明治 43 年、根室港が開港され根室税関支署が開庁するほか、大正 8 年からは鉄道が開設、水産・港湾の活況は道東随一を誇り、戦後の北洋漁業を中心とした水産業の進展により、わが国有数の水産都市としての基盤を築いている。昭和 32 年、生活経済圏を同じくしてきた根室町と和田村の合併により根室市が誕生し、さらに昭和 34 年に歯舞村を編入合併し根室半島一円の水産都市となっている。

(社会的条件)

根室市は、北方領土問題が未解決であることに起因し、自由な社会経済活動に対する多くの制約を受けている。戦後 76 年にわたり北方領土返還要求運動原点の地・根室市の責務として、関係団体とともに国民世論の形成や返還に向けた環境づくりを進めてきたが、元島民の高齢化や後継者不足、さらには問題解決の進展がない状況から地域に強い閉塞感がある。こうした状況に鑑み、特殊な状況に置かれている根室市（歯舞群島の区域を除く。）、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の区域の住民生活の安定を図るために、国は「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）」に基づき、根室市を含む北方領土に隣接する地域を安定した地域社会として形成するとしている。

(経済的条件)

根室市は、対ロシアとの漁業交渉結果に大きく影響を受ける産業構造であり、漁獲割当量の削減や入漁料の引き上げ等で非常に厳しい状況である。地域経済の発展のためには、ロシアとの長期かつ安定的な漁業関係の構築と維持発展が不可欠であるが、ロシア水域における流し網漁業禁止法の成立により、平成 28 年以降、ロシア 200 海里内でのサケ・マス流し網漁業が禁止となるなど、その影響は甚大であり、今後さらなる地域経済の疲弊が危惧される。

また、本土最東端に位置する根室市にとって、重要港湾根室港の整備、北海道横断自動車道根室線及び地域高規格道路根室中標津道路の整備などの高速交通網の整備は、物流の効率化、広域観光ルートの確立、地域間連携の促進など、様々な効果をもたらすことから、今後の地域経済の活性化と過疎地域の持続的発展を図るうえで不可欠となっている。

② 過疎の状況

(過疎化の進行)

根室市は、少子高齢化に起因する人口減少から著しく過疎化が進行しており、国勢調査結果による人口は昭和 35 年の 42,740 人と比較すると、平成 12 年の 33,150 人では 9,590 人 (22.4%減)、平成 17 年の 31,202 人では 11,538 人 (27.0%減)、平成 22 年の 29,201 人では 13,539 人 (31.7%減)、平成 27 年の 26,917 人では 15,823 人 (37.0%減)、令和 2 年 (速報値) の 24,669 人では 18,071 人 (42.9%減) とそれぞれ減少している。また、国勢調査結果で最も人口の多かった昭和 50 年の 45,817 人と令和 2 年の 24,669 人の比較では、21,148 人 (53.8%減) の減少となっている。

(過疎化の要因等)

過疎化の進行は、45 年余りにわたる構造的な課題であり、その要因としては、相次ぐ国際漁業規制などによる水産業の低迷、それに伴う地域経済の衰退、企業の経営状況の悪化による就労の場の減少、また、後継者不足による離農、さらには都市圏と比較した場合、高等教育環境、医療環境の格差や、社会生活基盤の発展の遅れなどが指摘されている。

根室市はこの間、自立促進計画を策定して産業振興施策や生活基盤の安定化に向けた諸施策の推進に努めてきたところであるが、北方領土問題という特殊な要因を抱え、地域経済情勢は依然として厳しい状況が予想され、また、人口を維持するために必要な合計特殊出生率が 2.07 とされる中で、根室市は 1.67 (「平成 25 年～平成 29 年人口動態保健所・市区町村別統計」(厚生労働省)) となっているなど、今後も過疎化の進行が避けられない状況にある。

③ 社会経済的発展の方向の概要

(互いに支え合い健やかに暮らせるまち)

住み慣れた故郷で、子どもたちの健やかな成長を支え、またそのエネルギーをまちの活力に換え、さらに、子どもの笑顔で高齢者の生きがいを支えていく連鎖を生み出すことができる心のまちを目指す。

(安全・安心に暮らせる都市基盤の充実したまち)

まちの魅力と活力を維持する中で、町会や企業、関係機関等の連携を通じて、住んでいる人はもちろん訪れる人の誰もが、安全・安心で快適に過ごすことができるまちを目指す。

(個性を伸ばし豊かな心と感性を育むまち)

たぐいまれな自然と調和した住環境の中で、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、活躍できる多様な機会を提供し、住み慣れた故郷の豊かさを実感できる教育・文化のあるまちを目指す。

(自然と共生し優れた環境を未来へつなぐまち)

自然資源の賢明な利用の取組みが活発化する中で、市民、地域、企業、行政が一丸となって、自然環境の保全や再生可能エネルギーの利活用、地域産業との連携、自然再生の取組みを推進し、優れた環境を未来につなぎ自然と共生するまちを目指す。

(地域資源を活かし活力と躍動感に満ちたまち)

全国屈指の水産都市としての役割を果たしていく中で、農林業、商工業、観光の各分野を加えた足腰の強い経済基盤を確立し、安定的に雇用を創出する活力に満ちあふれたまちを目指す。

(北方領土の復帰を目指すまち)

北方領土の早期復帰に向けた取組みを積極的に推進するとともに、領土返還後における開発拠点の役割を果たすため、北方四島との交流拠点都市としての社会基盤が充実したまちを目指す。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

(人口、世帯数の推移)

根室市の人口は、国勢調査による人口比較では、昭和 50 年の 45,817 人をピークに減少が続いており、平成 2 年は 36,912 人で減少率が 19.4%であったが、平成 17 年には 31,202 人で減少率 15.5%、平成 27 年には 26,917 人で減少率 13.7%となり、令和 2 年（速報値）は 24,669 人で減少率 8.4%となり、今後もその傾向は続くものと見込まれる。

(年齢別階層人口の推移)

国勢調査の推移をみると、0 歳～14 歳までの年少人口は昭和 50 年以降高い減少率となっており、昭和 50 年と平成 2 年の比較では 41.3%と非常に高い減少率を示し、平成 17 年と平成 27 年の比較でも 29.3%と高い減少率となっており、出生率の低下や稼働年齢層の流出が主たる要因と考えられる。

15 歳～64 歳までの生産年齢人口については、昭和 50 年にピークを迎えたものの、昭和 50 年と平成 2 年との比較では 16.7%の減少率となり、平成 17 年と平成 27 年の比較では 21.6%の減少率となり、特に 15 歳から 29 歳の若年者人口の減少が著しく、依然として生産年齢人口の減少に歯止めはかかっておらず、少子高齢化による影響、地域の雇用の場の減少による労働力の都市圏への流出などが大きな要因と考えられる。

65 歳以上の老年人口は、年少人口、生産年齢人口とは逆に年々増加し、平成 17 年と平成 27 年の比較では 18.3%の増加率と依然高い率で推移しており、高齢化率（全人口に占める 65 歳以上の割合）が 30.9%に及んでいる。

年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は年々増加を続け、少子高齢化が急速に進んでおり、安定した雇用の場の確保と拡大のため、地元企業の育成と振興を図り、人口減に歯止めをかけるとともに、生産年齢人口や年少人口の増加を図っていかねばならない。

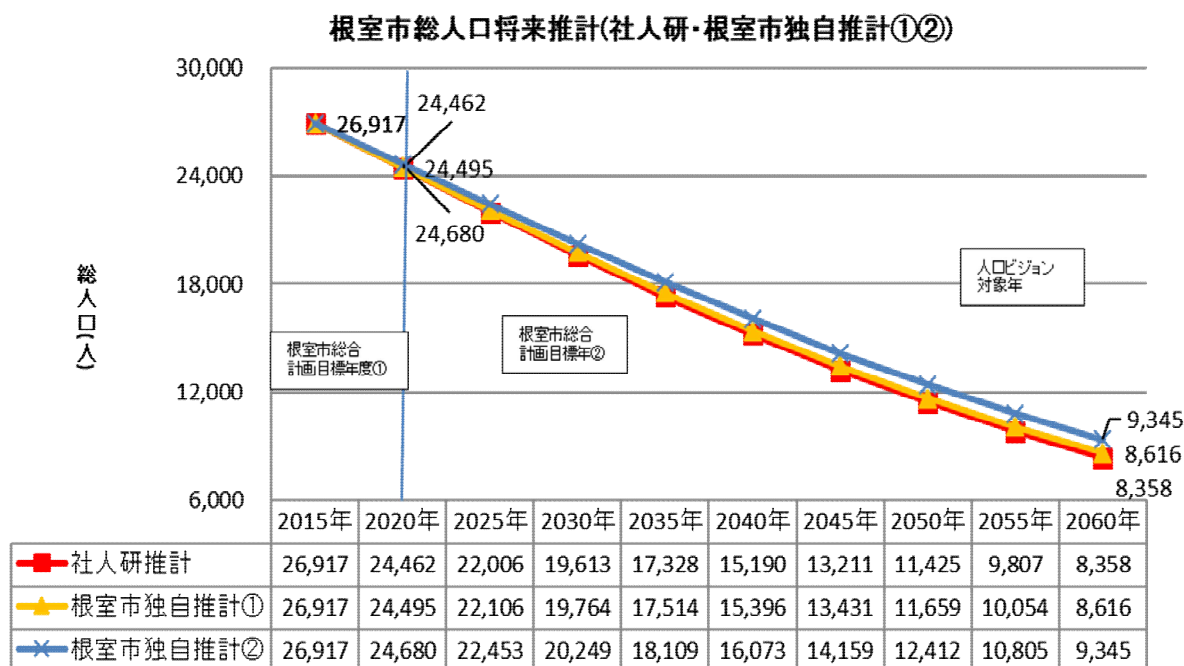
根室市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018 年（平成 30 年）3 月推計）」を基にすると、2015 年（平成 27 年）の 26,917 人から、2025 年（令和 7 年）の 22,006 人を経て、2030 年（令和 12 年）には 2 万人を割って、19,613 人となり、2060 年（令和 42 年）には総人口 8,358 人となることが見込まれている。このため、合計特殊出生率の向上による 258 人の減少抑制（自然減少抑制）、転出超過対策による 729 人の減少抑制（社会減少抑制）を図ることによって、年齢 3 区分人口の割合を改善しながら、2060 年（令和 42 年）における総人口 9,345 人の確保を目標値と設定しているところである。

表 1-(2)-1 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区 分	昭和35年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	42,740	45,817	7.2	36,912	△19.4	31,202	△15.5	26,917	△13.7
0 歳～14 歳	13,185	12,498	△5.2	7,342	△41.3	4,310	△41.3	3,033	△29.6
15 歳～64 歳	27,672	30,538	10.4	25,450	△16.7	19,867	△21.9	15,573	△21.6
うち15歳～ 29 歳(a)	14,161	11,052	△22.0	6,897	△37.6	4,426	△35.8	3,306	△25.3
65 歳以上(b)	1,883	2,722	44.6	4,120	51.4	7,025	70.5	8,311	18.3
(a)/総数 若年者比率	33.1	24.1	—	18.7	—	14.2	—	12.3	—
(b)/総数 高齢者比率	4.4	5.9	—	11.2	—	22.5	—	30.9	—

表 1-(2)-2 人口の今後の見通し（根室市人口ビジョン）



◆推計方法

根室市独自推計①: 下記の第9期総合計画の合計特殊出生率目標値を用いて推計。

ア. 2015年(平成27年)現状値1.53

イ. 2020年(令和2年)目標値1.53【2015年の現状値を使用】

ウ. 2025年(令和7年)目標値1.61【2025～2060年までの仮定値に使用】

根室市独自推計②: 根室市独自推計①に純移動率が年間0.1ポイント縮小すると仮定して推計。

◆推計の前提条件

①コホート要因法(5歳階級別人口)により推計

②基準人口: 平成30年3月社人研推計人口。

② 産業の動向

(漁業)

相次ぐ国際漁業規制により、年々厳しい環境となり、漁業者をはじめ関連企業に大きな影響を及ぼしており、ロシアとの漁業関係の安定的な構築と維持発展が重要な課題となっている。また、輸入水産物の増加による魚価の低迷や、燃油や資材の高騰によるコストの増加、漁業収入の減少などにより、年々漁業就業者は減少し、それに伴い高齢化が進んでいる状況にあり、今後は、限られた資源の有効活用や、後継者の育成も含めた魅力ある漁業の確立が課題となっている。

(水産加工業)

加工原魚の安定確保や担い手の確保、人材育成などによる経営基盤の強化、安定化対策に加え、国内景気の低迷や海外加工品との価格競争による収益率の低下、食の安全・安心に対する消費者ニーズや食生活の変化などによる魚離れへの対応、付加価値の高い特色のある新商品開発に向けた取組みなど、多くの課題を抱えている。

(農業)

国際化の急速な進展の下、飼料用穀物や生産資材の高騰、さらには農畜産物の貿易自由化などの動向によっては、地域経済に大きな影響を及ぼすことが予測されており、近年では、経営面積や飼養頭数の増加等経営規模が拡大する一方、家族単位の経営による労働の過重や労働力不足、高齢化や後継者不足等が顕在化しており、多様な担い手が共存する営農体制の確立が課題となっている。

(商業)

基幹産業の水産業に依存するところが大きく、相次ぐ国際的な漁業規制などによる社会情勢の変化などは、商業に大きな影響を与えている。

また、多様化する消費者ニーズへの対応やモータリゼーションの進展による購買行動範囲の拡大やインターネットの普及により、市外への購買力流出に歯止めがかからない状況となっている。さらには、経営者の高齢化や後継者不足などから廃業による空き店舗が増加し、まちの賑わいや活気が失われている。

(工業)

水産加工業を中心とする食料品製造業が多くを占めており、漁業資源の減少に伴う加工原魚の確保が困難となっており、関連業界に対しても大きな影響を与えている。

また、建設業についても、社会経済情勢の変化などから、資材の高騰や人材不足が続いており、厳しい状況となっている。

(観光)

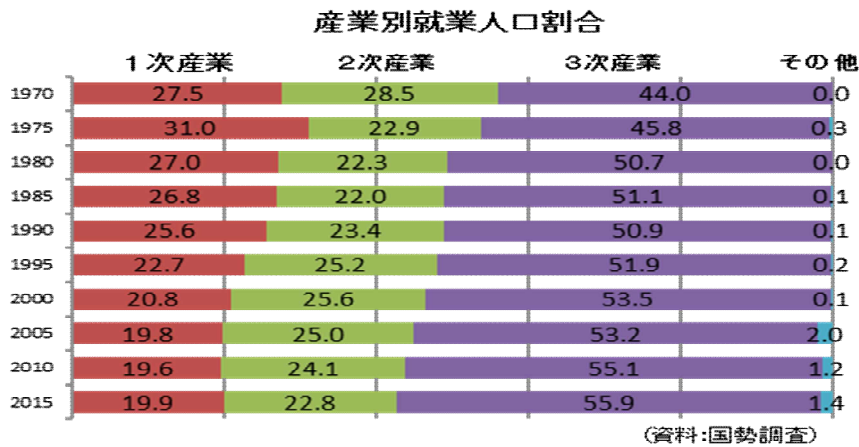
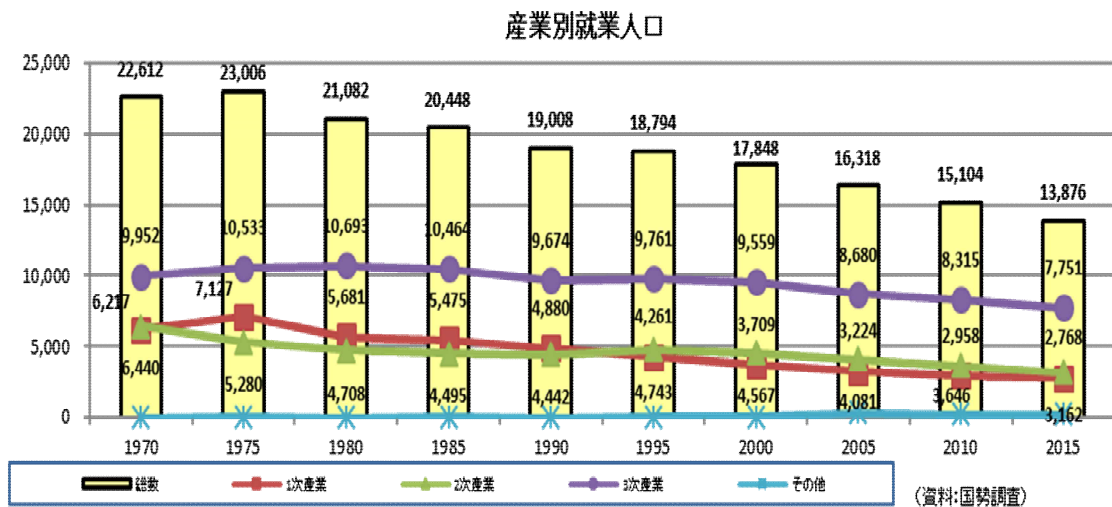
観光客の入込数に比較し、宿泊客が少ない典型的な通過型観光であり、観光客の大半が日帰りとなっている。さらにイベントがある夏季集中型の形態となっていることから滞在型観光への転換や入込数の平準化が課題となっている。

(産業別就業人口の推移)

就業人口は1977年(昭和52年)のサケマス200海里規制の影響を受け、1975年(昭和50年)から1980年(昭和55年)の間に減少に転じている。1975年(昭和50年)と2015年(平成27年)の就業人口を比較すると、9,130人減少し、減少率は39.7%となっており、働く場の減少が顕著である。

産業別の就業者人口の構成は、第一次産業ではほぼ横ばいとなっているが、第二次産業が減少傾向にあり、第三次産業の占める割合が年々高くなっている。

表1-(2)-3 産業別就業人口の推移・割合(根室市人口ビジョン)



(3) 行財政の状況

根室市の財政状況は、少子高齢化の進展に加え、市中経済情勢の長期低迷が続くなど、市税及び地方交付税の大幅な減収を見込まざるを得ない状況にあり、今なお収束が見えない新型コロナウイルス感染症による今後の経済情勢等への影響も危惧されるところである。また、急務である防災・減災対策など、課題解決に向けた取組みのほか社会情勢の変化に伴い、今後も多くの行財政需要が見込まれる。

主要公共施設等の整備状況にあつては、水洗化率において、平成 22 年度末の 79.5% に対し、令和元年度末では 86.5% と着実に整備が図られているものの、市道において、改良率は依然として全道平均を下回る低い水準となっている。

このような中で、地方分権社会の到来や少子高齢化による人口減少、さらには多様化する市民ニーズなどに対応していくためには、市民参画型のまちづくりを進めることが不可欠であり、市民、企業、NPO、各種団体、行政など地域が自らの意思に基づくまちづくりの将来像を描き、その目標に向かって個々の持つ人的・物的資源を最大限に活かした上で、相互の信頼関係のもと、一体となったまちづくりが必要である。加えて、行政評価システムと連動した重点的・効率的な財源の配分などによる行政経費の節減・合理化を図るとともに、自主財源の安定的な確保に努め、計画的かつ効率的な財政運営を推進していく必要がある。

さらに、民間活力の導入はもとより、行政機能の効率化、総合性、計画性を高め、透明、公平、公正な成果重視型の行政運営を進めるとともに、職員の意識改革と能力開発・資質向上を図り、市民と密着した機能的で弾力的な組織づくりが急務となっている。また、人々の経済的・社会的活動範囲はますます広域化し、多様な行政サービスが求められている中、地方分権改革の進展に伴い、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な役割を担うことが必要となる。

今後においては、国と地方の役割分担の見直しに伴う事務権限の委譲の進展が見込まれ、市町村の枠組みを越えた広域的な連携がますます重要となっていることから、その役割と機能を明確にしながら相互の連携を一層強め、広域的な視野に立った行政の推進と地域の振興・発展を図るとともに、住民サービスの向上と行政事務の効率化など、新たな広域行政のあり方などについて検討を進めていかなければならない。

なお、根室市の行政機構は別記のとおりである。

表 1-(3)-1 市町村財政の状況

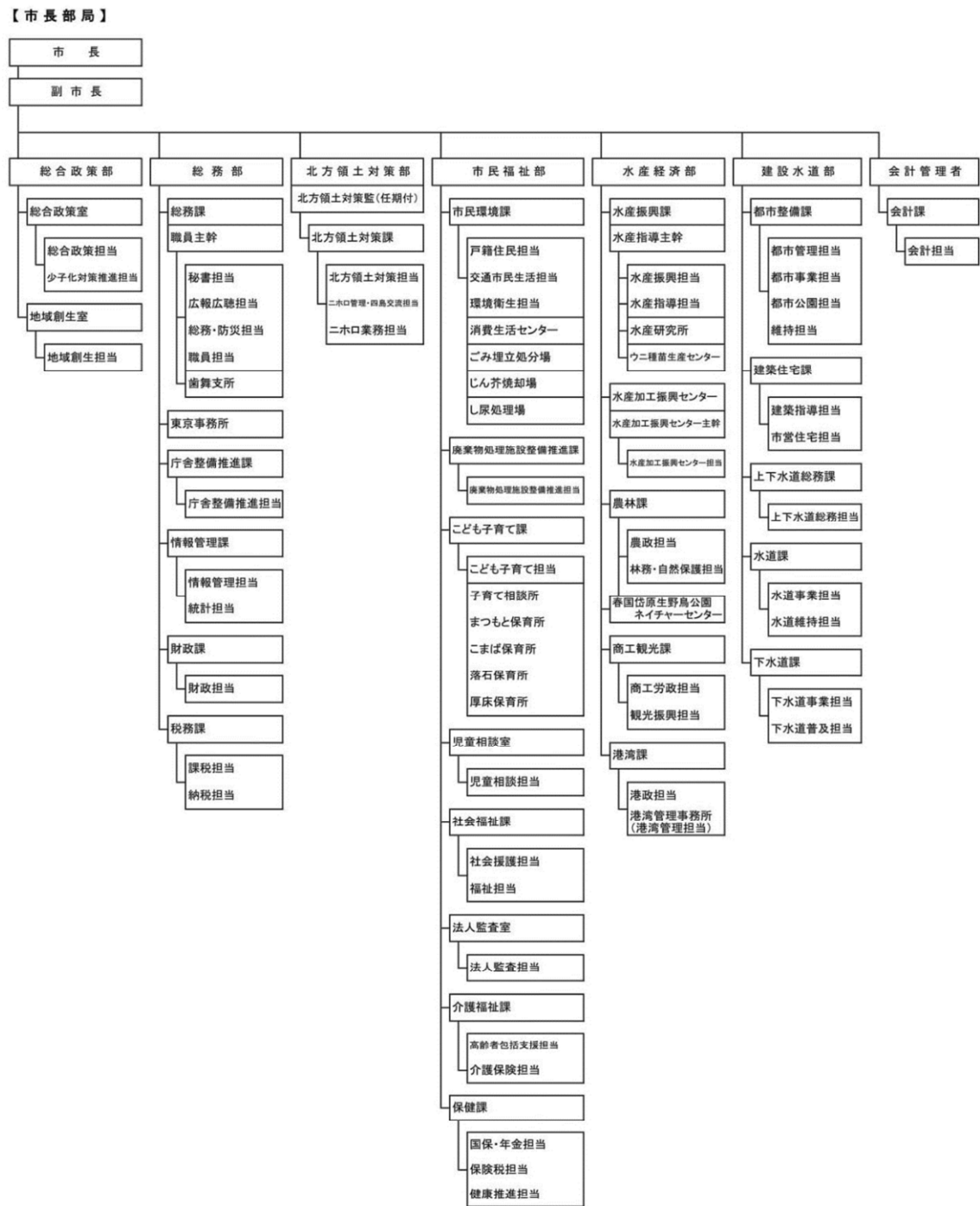
(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	17,534,946	19,254,330	28,785,658
一般財源	12,437,283	9,229,095	8,843,751
国庫支出金	2,559,089	1,938,778	1,889,110
都道府県支出金	1,166,398	1,291,642	3,064,481
地方債	1,724,017	1,476,469	967,356
うち過疎対策事業債	809,200	443,800	509,500
その他	351,841	5,318,346	14,020,960
歳出総額 B	17,311,560	19,112,957	28,545,730
義務的経費	7,855,958	7,845,094	7,733,562
投資的経費	3,031,386	2,036,796	3,741,136
うち普通建設事業	3,031,386	2,001,601	3,741,136
その他	6,424,216	9,231,067	17,071,032
歳入歳出差引額 C (A-B)	223,386	141,373	239,928
翌年度へ繰越すべき財源 D	13,859	56,533	20,734
実質収支 C-D	209,527	84,840	219,194
財政力指数	0.309	0.320	0.349
公債費負担比率	15.0	15.5	17.2
実質公債費比率	11.6	8.9	8.5
起債制限比率	—	6.3	7.8
経常収支比率	86.8	87.5	95.9
将来負担比率	109.4	83.4	—
地方債現在高	21,058,768	20,638,223	17,202,424

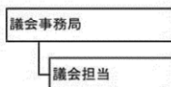
表 1-(3)-2 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	23.9	32.3	41.9	45.0	45.8
舗装率 (%)	13.9	28.0	36.1	39.3	40.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	5,583	5,468
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	55.8	55.1	148.3	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	20.0	32.0	10.3	—	—
水道普及率 (%)	94.1	93.7	94.5	99.2	99.5
水洗化率 (%)	—	54.0	67.9	79.5	86.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	18.0	18.1	16.7	12.5	13.9

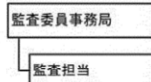
表 1-(3)-3 根室市行政組織機構図（令和 2 年 5 月 1 日現在）



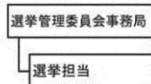
【 議 会 事 務 局 】



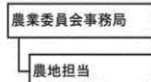
【 監査委員事務局 】



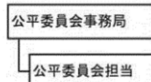
【 選挙管理委員会事務局 】



【 農業委員会事務局 】



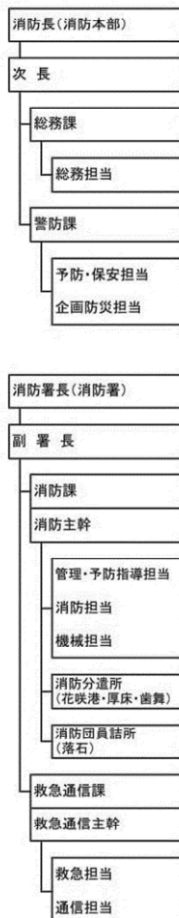
【 公平委員会 】



【 教育委員会事務局 】



【 消防本部・署 】



【 市立根室病院 】



(4) 地域の持続的発展の基本方針

根室市は、相次ぐ国際漁業規制の影響を受け、基幹産業である水産業の低迷などにより、市中経済はもとより財政状況も極めて厳しい状況に置かれている。少子・高齢化の進行、高度情報化の進展、環境問題などの新しい社会経済システムの変化などにより、地方を取り巻く環境は大きな変革期にある中で、地方分権社会の本格的な到来など、地方自治体は「自らの責任で、自ら考え、自らが行動する」ことが求められており、地域を維持・発展させ、自立を図っていくためには、限られた財源の中でのより効果的な行財政運営とともに、市民の参画を得て個性と独自性を発揮した、創意に満ちたまちづくりを進めていかなければならない。

日本でも有数の豊かな自然や歴史・文化など、根室市の持つ立地条件を最大限に活かしながら、平成 27 年度からスタートした第 9 期根室市総合計画（平成 27 年度～令和 6 年度）の基本構想に掲げた将来都市像『海と大地に根ざす生産交流都市ねむろ』を市民と行政が密接な連携体制のもと着実に推進することを基本方針に、将来展望に立った政策の選択と集中を行いながら、産業振興による経済の活性化と地域の発展、豊かで活力ある市民生活の実現を目指し、過疎地域からの持続的発展に向けた施策の展開を加速的に推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

根室市では、地域の持続的発展を図る上で、「第 9 期根室市総合計画」に掲げた重点プロジェクトの着実な推進を図る。

(共生と安心／市民が互いに支え合い、世代をつなぎ心豊かに暮らせるまちづくり)

少子高齢化社会において、人口問題・少子化対策をはじめ健康づくり、子育て、医療、介護などの諸課題に対応するため、快適性・利便性などの住み良さと自然と産業が調和した美しくたくましい街並みの中で、市民一人ひとりがまちづくりの一体感を醸成し、生活にゆとりや豊かさを実感できる環境を形成する。

「非核平和都市宣言」の下、美しい自然に囲まれた郷土と、明るく平和で安全な故郷を後世に引き継ぐため、市民一人ひとりが自立し、主体性をもって自らの生活や地域を見つめ直し、誰もが生きがいと誇りを持ちながら、お互いにつながり支え合うことで幸せを感じられ、心豊かにつながる「共生と安心」を大切にする。

(活力と発展／新たな魅力を生み出し、都市部と幅広い交流ができるまちづくり)

人口減少社会において、たぐいまれな自然環境や貴重な歴史、豊富な水産資源に加え多様な人材などを活かし、さらなる地域間交流を進めることで、生活、産業などあらゆる活動分野の質的、量的な発展を促し、まちの賑わいや活力を創造する。

市民一人一人の創造性によって、根室・釧路地域の魅力的な資源を国内はじめ世界に向けて発信し、積極的なヒト・モノ・情報等の交流・連携を進める中で、地域産業の発展を促進する。

(参画と協働／目標を共有し、ともに行動する地域力の強いまちづくり)

日常生活を取り巻く課題が多様化する中で、市民一人一人が「大切な家族」や「次代を担う子どもたち」が笑顔で生きいきと暮らす姿を思い描きながら、市民、企業、行政のそれぞれの立場を超えて相互に支え合い、助け合い、そして対等な立場で主体的にまちづくりへ参画・協働する仕組みを構築する。

(人口の将来展望を踏まえた戦略目標)

第9期根室市総合計画「重点プロジェクト」において抽出したまちづくり主要課題、根室市人口ビジョンにおける「現状分析」及び「将来展望に必要な調査分析」の結果を踏まえ、人口に関して次の目標を定める。

- ・短期目標／2025年（令和7年）における総人口22,453人の確保
- ・中期目標／2035年（令和17年）における総人口18,109人の確保
- ・長期目標／2060年（令和42年）における総人口9,345人の確保

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、平成22年度に導入した「根室市行政評価システム」に基づき、PDCAサイクルを構築し、事務事業等にそれぞれ定めた数値目標や、施策の基本的方向に定めた重要業績評価指標（KPI）の達成度により効果等を検証する。なお、効果検証の客観性を担保するため、市民、関係団体や民間事業者の有識者等による検証機関により、毎年度、進捗状況を審議・検証し、行政の信頼性及び透明性の向上と市民への説明責任を果たす。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

根室市は、水産都市として発展し、昭和40年代には人口が49,000人を超え、これに伴い学校施設等の公共施設及びインフラ整備が推進されてきたが、その後は人口減少が続き、平成22年には市制施行以来はじめて3万人を割り込むなど、減少の一途をたどっている。これらの時代に整備された施設等は、完成後30年以上を経過し老朽化が着実に進んでおり、施設の老朽化がこのまま進めば、倒壊等、人命に関わる甚大な被害につながる危険性が高まることから、市民に安心安全な施設サービスを提供する上で、改修や更新を行うことは重要な行政課題となっている。

このような状況を踏まえつつ、中長期的な視点で、効果的、効率的に施設整備等を図ることを目標に、「公共施設等総合管理計画（平成29年3月改定）」を策定しており、本計画との整合を図りながら、単に公共施設の廃止、縮小を推進するのではなく、施設の複合化等によって機能を充実するほか、コストの圧縮や施設の長寿命化を図る中で、過疎地域の持続的発展に向けた施策を展開し、将来を見据えた新しい時代のニーズに対応する。

なお、当計画に記載されているすべての公共施設等の整備は公共施設等総合管理計画に適合するものとなっている。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

根室市の人口は、これまで45年間にわたり減少傾向が続いており、その傾向は、今後も続くことが想定され、押し寄せる少子高齢化の波、若年層の市外流出等を含んだ人口減少問題は、労働力の低下による経済活動の縮小、地域コミュニティ機能の低下、さらには限界集落化等、将来の地域を維持する上で、その根幹を揺るがしかねない問題であり、その解決策として移住・定住を促進する取組みが必要である。

また、新規学卒者を含む若年者の雇用促進と地元定着を図るための支援、男女の働き方の見直しや子育てと仕事の両立など、女性が働き続けるために必要な環境整備の促進、高齢者の継続雇用や再就職の促進など、働くことができる全ての人の多様な就業機会の確保を図るほか、季節労働者の通年雇用化を図るための雇用確保や就職促進にかかる各種支援事業を充実することが必要である。

さらに、都市部に暮らす青年層をターゲットに、求人・求職者情報の収集・提供体制の強化や、勤労者向け各種融資制度、就労支援の充実など、U・Iターン者の就職・起業を支援し、定住の促進を図る取組みが必要である。

② 地域間交流

根室市における地域間交流は、これまで姉妹都市交流で国内外を問わず、教育・文化・スポーツなどを通じた交流事業を推進しており、特に基幹産業である水産業で深いつながりのある富山県黒部市と毎年相互にスポーツ等の交流団派遣事業の実施や、市職員の人事交流等を行っており、今後においても市民レベルでの地域間交流を促進する必要がある。

③ 人材育成・確保

農林漁業の持続的な発展を促進するため生産基盤の強化を図るとともに、「つくり育てる漁業」の研究・定着など、一次産業の持続的な発展に取り組むほか、知識や技術習得などの各種支援施策を展開し、新規就業者の確保や意欲ある担い手の育成、若年就業者の定着を促進するとともに、多様な業種において外国人技能実習生の受入体制を構築し、多文化共生の地域づくりを促進する必要がある。

また、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、顕在化する地域課題に対応し、市民が暮らし続ける上で欠かすことのできない基幹的行政サービスが将来にわたり確実に維持・確保されるよう、地域の実情に応じて広域的な視点に立った連携強化が重要であり、市町間連携による専門人材確保の推進や、防災人材の育成に向けた連携等を検討する必要がある。

(2) その対策

- (ア) 漁業・農業・林業の担い手育成・確保と支援体制の強化
- (イ) 近隣自治体との連携の充実強化
- (ウ) 様々な行政課題に対応する組織力の向上
- (エ) 地域コミュニティ活動に対する支援体制づくりの推進
- (オ) U・I ターンの促進のための就職・起業支援などの強化
- (カ) 移住体験などの「長期滞在者」の受入環境の整備とPRの強化
- (キ) 本格移住を促進するための各種助成制度を通じた支援
- (ク) 市民活動団体の育成や市民活動の組織化
- (ケ) 多様な主体がまちづくりに関わる市民協働・市民参画の推進
- (コ) ふるさと納税の推進など地域と多様な関わりを持つ関係人口の創出・拡大
- (サ) 地方創生の実現に向けた人口減少抑制対策の推進
- (シ) 地域力の向上に向けた協働のまちづくりの取組みの促進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

[illegible]

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効果的な維持管理を行う。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 水産業

根室市の第1次産業就業人口の87.4%（平成27年国調）を占める漁業・水産養殖業就業者の大半は、サケ・マス漁業、サンマ漁業、昆布漁業を中核として経営を展開し、地域経済を支える基幹産業に貢献しており、その他を含めた令和元年の魚種別生産高総数は、55,652tで188億4千万円となっている。

しかし、相次ぐ国際漁業規制強化に伴う漁獲量の減少は、漁業者の減少をもたらし、漁業センサスでみる漁船数及び漁業経営体数を比較すると、昭和63年では、動力船656隻、1,196の漁業経営体であったものが、平成30年では、299隻、723経営体と357隻（54.4%）、473経営体（39.5%）の大幅な減少となっている。

また、平成28年1月よりロシア200海里内でのサケ・マス流し網漁業の操業が禁止となるなど、春から初夏にかけての漁業における重要な柱を失ったことによる影響は甚大であり、今後更なる地域経済の疲弊が懸念されるところである。対口漁業に大きく依存する根室市にとっては、日本とロシアの漁業関係の長期かつ安定的な構築と維持発展が重要な課題となっており、貝殻島昆布採取漁業などの民間交渉における国等の支援を含め、強力な対口漁業外交の推進が不可欠となっている。

こうした中で、沿岸漁業に対する期待は非常に高く、「つくり育てる漁業」の推進が強く求められており、持続可能な漁業を目指すために沿岸資源の増大を目指した沿岸振興対策事業等の各種施策や、漁協や水産技術普及指導所等と連携して資源調査等を実施している。

また、漁業生産者の収入の減少など、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、将来における安定的生産を確保するため、ふ化放流・漁場造成や種苗・稚魚生産技術の確立など、資源管理型漁業等の振興を図り、漁業の経営改善指導や新技術の普及、漁業後継者の育成などにより漁業経営の安定化が必要である。

さらに、漁業生産の基本的な施設である漁港などの生産基盤整備を促進する必要がある。北海道マリンビジョン21に基づく、衛生管理型流通拠点港としての整備が求められるとともに、災害時における水産物を安定供給するため、漁港施設の耐震・耐津波対策等による災害に強い生産・流通体制を構築することも必要である。

表3-1-① 漁船隻数及び漁業経営体数

（単位：隻・経営体）

区 分		動力船	経営体数
昭和63年	第8次漁業センサス	656	1,196
平成5年	第9次漁業センサス	484	1,091
平成10年	第10次漁業センサス	427	1,002
平成15年	第11次漁業センサス	405	967
平成20年	第12次漁業センサス	341	829
平成25年	2013年漁業センサス	331	787
平成30年	2018年漁業センサス	299	723

② 農林業

根室市の農業は草地型酪農が中心であるが、飼料高騰と牛乳の消費減により、不安定な経営を余儀なくされており、農畜産物の需給不均衡や輸入自由化などによる価格の引き下げや据え置きなど、農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

また、一戸当りの経営面積や乳牛飼育頭数の増加など、経営規模の拡大や機械化による省力化が進んでいる一方で、家族単位の経営による労働時間の過重や労働力不足、高齢化や後継者不足などによる離農が顕在化している。

総農家戸数は、100 戸（2015 年農林業センサス）で、そのうち専業農家が 78.0%（78 戸）となっているが、農家戸数は昭和 35 年 857 戸をピークに年々減少しており、経営の法人化、作業の受託体制の確立、新規就農者を含め、明日の農業を担う後継者の育成と確保を積極的に図る必要がある。

農業振興地域は、全面積の 45.4%に当たる 22,989ha であり、令和 2 年の耕地面積は 9,610ha となっているが、担い手不足は生産力の低下だけではなく、離農や耕作放棄地の増加にもつながることから、農地・自然景観といった観点からも後継者対策への支援が重要となっている。

また、「食料・農業・農村基本法」の制定に伴い、農業の持続的発展を通じた食料の安定供給が求められており、消費者重視の食の安全性確保と安定供給、農業生産基盤の強化による効率的かつ安定的な農業経営を図る必要がある。

さらに、家畜ふん尿の適正処理など環境への負荷を抑制し、環境と調和した資源循環型酪農を促進するとともに、近年、農業・農村が潜在的にもっている環境・景観・国土保全などに果たす多様な公益的機能が大きくクローズアップされ、その期待も高まっていることから、良好な農村景観を資源として活用するための異業種交流を通じた農業分野のすそ野の拡大と、地域経済の活性化に貢献することが求められている。

このことから、持続的農業の確立と体質強化に向けた経営安定対策を促進するとともに、自由貿易協定等の交渉においては、重要品目の確保と適切な国際規律の確立を求める必要がある。

また、農業生産基盤と生活環境の整備を図るため、中山間地域等直接支払交付金交付事業の継続や、畜産クラスター計画に位置付けられた経営体に対する収益性の向上や施設整備等の支援、さらには、環境にやさしく、生きがいと魅力ある農業の展開とあわせ、農業所得の安定と拡大の観点からも農業・商業・観光の連携強化による取組みが必要である。

根室市の森林面積は、17,695ha で総面積の約 35%を占めている。このうち民有林は総面積の 63%を占め、トドマツを主体とした人工林の面積は 4,468ha で、人工林率は約 25%を占めているが、森林は木材の供給のみならず、国土の保全、水資源のかん養、住居環境の保全などの多面的・公益的な機能を有し、重要な役割を果たしていることから、計画的に造林、保育、作業路網整備などを推進し、持続的維持保全を図ることが必要である。

このことから、森林の持つ多面的機能に配慮しつつ、地球温暖化防止に向けた森林の整備と保全に努めるとともに、市民の森を活用した植樹祭や森林体験学習等の実施を通して、市民参加の森林整備と木育を促進するほか、希少野生動物の生息環境の保全と、林業生産活動につながる造林や計画的な保育・伐採事業との調和を図りながら森林整備を推進する必要がある。

表 3-1-② 農家戸数と農家人口の推移

(単位：戸・人)

区 分	農 家 戸 数	専 業 ・ 兼 業 別 農 家 数			農 家 人 口
		専 業 農 家	第 1 種 兼 業	第 2 種 兼 業	
平 成 7 年 度	1 8 1	1 3 6	2 5	2 0	7 8 1
平 成 8 年 度	1 7 8	1 3 5	1 0	3 3	7 9 0
平 成 9 年 度	1 7 7	1 3 4	9	3 4	7 7 5
平 成 10 年 度	1 5 9	1 2 6	2 1	1 2	6 9 9
平 成 11 年 度	1 5 3	1 2 6	1 3	1 4	6 7 9
平 成 12 年 度	1 4 8	1 1 3	2 5	1 0	6 6 2
平 成 17 年 度	1 3 6	1 0 9	1 7	1 0	5 7 2
平 成 22 年 度	1 1 9	8 6	1 7	1 6	5 0 2
平 成 27 年 度	1 0 0	7 8	9	1 3	3 9 5

③ 地域産業

根室市の地域産業は、水産加工業を中心とする食料品製造業が主体で、木材・製函業、造船業を含めた単一産業構造となっているため、国際漁業規制の影響などによる漁獲量や操業隻数の減少は、関連業界に大きな影響を及ぼしている。令和元年の工業統計調査結果によると、事業所数 76 ヲ所、従業員数 1,760 人で、出荷額の合計は 514 億円となっているが、平成 14 年と比較すると、事業所数で 25.5%、従業員数で 14.9%、出荷額合計では 16.9%の減となっている。

また、依然として我が国経済の先行きは不透明であり、消費者の低価格志向が拡大するなど、水産食品製造業を基幹産業とする根室市には深刻な事態を迎えていることから、地域資源や自然などの地域特性と、地元企業が持つ経営資源等の戦略的な連携により、水産食品の供給基地としての「産地根室」の強みを活かし、産業全体に厚みと活力を持たせることを目的とした中長期の活性化策が求められている。

さらに、加工原魚の安定的確保や循環型社会の形成に対応した水産業廃棄物の処理対策を推進するほか、漁獲・市場・加工・流通に至る各過程において、HACCP概念を取り入れた水産物の品質及び衛生管理の高度化を図るなど、「地域HACCP化」への取組みを強化し、最終目標である「根室ブランドの確立」により、根室市の水産食品が安全で安心であることを全国にPRするなど、消費・流通対策の推進が必要である。

このため、基幹産業である水産業を核とした抜本的、かつ総合的な対策を講じていくための行政組織の強化をはじめ、地場産水産物等のアジア圏への輸出促進、並びに水産分野に造詣の深い総合大学との共同研究の実施など、総合的な産業振興策の推進に努める。

表 3-1-③ 工業の状況

(単位：ヵ所、人、百万円)

区 分	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
事 業 所 数	102	99	82	77	74	76
従 業 員 数	2,069	2,349	2,084	1,961	1,833	1,760
製造品出荷額等	61,654	67,172	57,372	62,893	50,044	51,367

④ 商業

根室市の商業は、基幹産業の水産業に依存するところが大きく、国際漁業規制の強化や魚価安などによる水産業の低迷は、商業にも大きな影響を及ぼし、買い物とレジヤーの一体化や地元にはない商品を求めて、近隣市町の大型小売店へ購買範囲が拡大するなど、消費者ニーズの多様化が進むとともに、通信販売やインターネットを利用したの購入など、消費形態の多様化による購買力の流出が進んでいる。

これらを要因とする販売額の減少と後継者不足による廃業や倒産などにより、市街地では空き店舗や空き地が増加傾向にあり、平成19年と平成28年の商業統計調査結果の比較では、小売業の商店数が321店から236店と26.5%減少し、卸売業・小売業を合わせた従業者数では、2,569人から1,961人(23.7%減)と依然として減少傾向が続き、「まちの賑わい」や活気が失われている状況にある。

このため、各個店の専門性の強化により大型店とは異なる個性ある商店街づくりをめざし、街中にぎわい創出事業の拡充をはじめ、チャレンジショップ機能を備えた「まちなかサロン」等の取組みを支援するなど、購買力の流出防止を図るとともに、国内外からの来訪者を対象とした商業活動による流入購買力の拡大が必要である。

また、新しい時代に対応できる創造性と意欲に富んだ経営者の育成や従業員の資質向上、後継者の育成、時代の変化に応じたサービス改善などの自主的・主体的な取組みを促進するとともに、空き店舗利用家賃補助制度等により、地域に暮らす人々のコミュニティの場として、空き店舗・路地空間などを活用したまちづくりを推進する必要がある。

さらに、企業参入による地域経済の活性化及び新たな雇用創出に向け、企業誘致を積極的に推進する必要がある。

表 3-1-④ 商業の状況

(単位：年間販売額 百万円)

	区 分	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
卸 売 業	商 店 数	85	98	91	64	69	70
	従 業 者 数	546	604	567	329	356	374
	年 間 販 売 額	57,004	49,813	47,783	25,259	89,525	80,909
小 売 業	商 店 数	386	366	321	227	238	236
	従 業 者 数	2,157	2,269	2,002	1,476	1,698	1,587
	年 間 販 売 額	36,605	38,723	35,031	25,912	36,643	31,183
合 計	商 店 数	471	464	412	291	307	306
	従 業 者 数	2,703	2,873	2,569	1,805	2,054	1,961
	年 間 販 売 額	93,609	88,536	82,814	51,171	126,167	112,093

⑤ 労働

根室市の産業構造は、中核産業としての水産関連産業と地域需要への対応を主とするサービス機能とによって構成されているため、市中経済全般がこれら中核産業の動向に大きく左右され、雇用の場においてもその影響を大きく受けている状況にある。特に、基幹産業である漁業が、相次ぐ国際漁業規制により一層厳しいものとなってきたことから、水産関連業種をはじめ、多くの企業経営を圧迫することとなり、各企業の省力化などによる労働市場や雇用の場の減少を招き、若年労働者、特に高校新卒者の市外流出が続くなど、地域活力を低下させる深刻な問題となっている。

また、根室市は、本土東端の半島部に位置するという地理的な特殊性から、市内に住みながらにして近隣地域に職を求めることが困難な地域であり、市内の雇用環境の悪化が即人口の流出につながることから、地域に密着した産業振興、新産業の創出や各種制度の積極的な活用により、雇用環境の安定化と雇用機会の創出を図っていかねばならない。

一方、企業の求める人材が不足する労働力需給の不均衡や、就職後の早期退職が指摘されていることから、長期的な観点での望ましい勤労観・職業観の育成やコミュニケーション能力の向上などとともに、企業の振興と急激な技術革新に対応する、各種技能や技術を習得するための各種研修・講習の実施などを積極的に推進し、職業能力の開発に努める必要がある。

また、根室市は漁業の操業期間が限定されていることなどから、季節労働の形態も多く、冬期間の都市部への移動労働をもたらしており、新たな事業展開による就労機会の確保など、通年雇用化による生活の安定が課題となっている。

⑥ 観光

根室市は北方領土を望む「納沙布岬」、世界有数の野鳥の宝庫「春国岱」、新鮮な農水産物など、雄大な自然景観や味覚などの観光資源に恵まれているが、訪れる観光客の約8割が日帰りとなっており、さらに夏季に集中する一季集中の通過型観光となっている。

このため、四季折々の自然、海や大地の恵み、古い歴史や文化など地域特性を活かし、味覚や体験・交流などを取り入れた既存の観光資源の充実、新たな観光資源の創造、地場産品の活用や地場産業との連携など、自然、風景、歴史など地域資源を活かした観光地づくりを進めるとともに、一次産業との連携による観光商品開発の継続など、近隣市町村や観光事業者等との連携を強化するほか、観光拠点を整備するなど、魅力と収益力を高める必要がある。

また、北方領土返還要求運動原点のまちとして、北方領土問題の啓発と連携した修学旅行誘致の取組みを強化するとともに、世界遺産登録地である知床や国定公園等との連携を強め、広域観光を推進するとともに、インバウンドの段階的回復に向けた取組みを進め、世界に誇る自然、歴史、食の魅力を一元的に国内外へ情報発信する必要がある。

さらに、観光客に対するホスピタリティの醸成や専門職の育成などの課題に対応するため、官民連携による人材の確保・育成に向けた取組みを検討するなど、根室観光の推進体制の強化を図ることが必要である。

⑦ 産業連携

根室市の中小企業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷と人口の減少などにより、依然として厳しい状況にあることから、既存産業の活性化はもとより、雇用機会の拡大などにより地域経済の発展に寄与する新産業の創出を図る必要があり、広範な異業種交流による新産業の研究・開発などへの取組みが重要となっている。

根室市は、水産物、農畜産物、自然環境などを活用した新商品・新産業の開発が可能な地域であることから、大学等の研究機関や金融機関なども含めた産学官金連携の取組みを推進することにより、市内産業におけるイノベーション等による生産性の向上を加速し、地域資源を活用した高付加価値商品の開発や新事業・新産業の創出の取組みが求められており、産業特性や優位性を踏まえ、産業クラスターへの取組みなど様々な取組みを支援し、新しい産業の創出を図ることが必要である。

⑧ その他

重要港湾根室港（昭和 53 年 4 月指定）は、根室半島の基部に位置し、全国的にも例のない別々の水域に面するオホーツク海側の根室港区と太平洋側の花咲港区からなり、北方海域での漁業基地、地域の物流拠点、さらには、北方四島との交流拠点としても重要な役割を担っている。

花咲港区については、昭和 62 年に貿易港の指定を受け、その後、昭和 63 年に入国管理港、無線検疫港の指定、平成 5 年に検疫港の指定と検疫所設置、さらには、平成 11 年に植物防疫港の指定など、流通拠点港として重要な役割を果たすとともに、国際貿易拠点港としての機能が期待されている。北方四島とのビザなし交流などによるロシア人との交流も盛んになっていることから、地域の基幹産業である水産業の振興を支える港づくりはもちろん、ロシアと日本との貿易発展や人的交流の増加にも対応した、港湾施設の整備を進める必要があり、まちづくりの取組みと連動した港の利用と市民や観光客が港や海に親しみをもち、人々がふれあう場としての活用が求められている。

また、安全で安心な水産物を全国に供給するため、道路や物揚場、岸壁改良等の港湾施設の整備を促進し、港湾機能の充実を図るとともに、大規模な災害にも耐えうる物流機能の確保にも努める。

（２）その対策

- （ア）対ロシア漁業の安定的な継続に向けた取組みの強化
- （イ）無秩序な水産物輸入自由化阻止と現行関税率等の堅持
- （ウ）沿岸資源の増大に向けた取組み推進、資源管理型漁業の確立
- （エ）農林漁業の担い手の育成、後継者の確保
- （オ）漁港の計画的な整備の促進と機能強化
- （カ）根室ブランドの確立による魚価の向上、漁業経営の安定化の促進
- （キ）農地の保全・流動化、有効な土地利用と農村環境の美化の促進
- （ク）農業生産基盤の総合的な向上、経営体質強化と労働環境の整備の促進
- （ケ）森林の整備・維持保全の推進
- （コ）下刈や除間伐などの保育事業の推進
- （サ）水産物の品質及び衛生管理の推進

- (シ) 加工原魚の安定的な確保
- (ス) 漁業経営安定化に向けた取組みの支援
- (セ) 水産加工品の研究・開発など水産物の付加価値の向上
- (ソ) 購買力の流出防止、流入購買力の拡大
- (タ) 空き店舗・空き地の有効的な活用
- (チ) 融資制度、助成制度などの活用の促進
- (ツ) 職業訓練・職業能力の開発促進や雇用の確保
- (テ) 体験型観光の推進、通年型・滞在型観光の確立
- (ト) 「自然・歴史・食観光」の振興
- (ナ) 根室港の物流・人的交流の拠点港としての機能充実
- (ニ) 水産業振興のための流通機能を有する港湾施設の整備推進
- (ヌ) 産学官連携による新産業の創出のための総合的な産業施策の推進
- (ネ) アジア圏への輸出促進による産業振興の促進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営草地整備事業（根室西部、西根室第2、根室東部）	北海道	
		公社営草地整備事業（あさひ東根室）	北海道	
		林業	国営環境保全型かんがい排水事業（国事業）	
	市民の森整備事業		根室市	
	水産業	森林環境保全整備事業（植栽、下刈、間伐他）	根室市	
		北方領土隣接地域振興等基金事業（種苗放流、種苗移植、貝類漁場造成）	民 間	
		北方領土隣接地域振興等推進費補助事業（漁場環境改善、藻場造成）	民 間	
		(2) 漁港施設	漁港整備事業	
	(11) その他	根室港区港湾施設改良整備事業	根室市	
		根室港港湾整備事業管理者負担金	国	
		輸出促進支援事業	根室市	
		産学官連携促進事業（総合政策担当）	民 間	
		北方四島周辺海域操業等対策事業	民 間	
		国際漁業対策経費	根室市	
		ねむろ水産物普及推進事業	根室市	
		外来漁船誘致経済効果誘発促進事業	根室市	
		みらいの活力応援事業（水産）	根室市	
		資源増大対策等事業（北方サケ・マス対策）	根室市	
		産学官連携促進事業（水産振興担当）	根室市	
		水産資源増大創造支援事業	根室市	
沿岸漁業振興対策事業		根室市		
産学官連携研究開発事業（資源増大）		根室市		
水産多面的機能発揮対策事業		根室市		

	ベニザケ養殖技術開発事業	根室市
	栽培漁業研究センター管理運営経費	根室市
	水産研究所整備事業	根室市
	共同経済活動における増養殖施設整備事業	根室市
	産学官連携研究開発事業（食品開発）	根室市
	沿岸漁業資源利活用研究事業（加工流通）	根室市
	水産加工振興センター整備事業	根室市
	農業経営基盤強化資金利子補給事業	根室市
	多面的機能支払交付金交付事業	根室市
	農畜産業活性化推進事業	根室市
	森林経営管理推進事業	根室市
	エゾシカ有害駆除事業	根室市
	ヒグマ対策事業	根室市
	通年雇用促進支援事業（再）	根室市
	根室なでしこ応援事業（再）	根室市
	人材確保対策事業（再）	根室市
	ＵＩターン新規就業者支援事業（再）	根室市
	中小企業振興融資事業	根室市
	商工業振興事業	根室市
	創業支援制度補助事業（再）	根室市
	まちなか賑わいづくり事業	根室市
	地域経済実態調査事業	根室市
	地域ポイントカード支援事業	根室市
	企業誘致推進事業	根室市
	根室ベトナム交流協会補助事業	根室市
	首都圏ＰＲ出展事業	根室市
	観光事業振興経費	根室市
	観光事業振興経費（イベント開催支援）	根室市
	白鳥台センター整備事業	根室市
	バードウォッチング観光推進事業	根室市
	観光客受入環境整備事業	根室市

(4) 產業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
根室市全域	製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）のとおり取組みを推進するとともに、産業振興において近隣市町村との連携に努めるものとする。

（５）公共施設等総合管理計画との整合

水産加工振興センターなどの「産業の振興」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効果的な維持管理を行う。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術の発展は目覚ましく、インターネットや携帯電話の普及により一層多様化・高度化し、市民生活や経済・産業活動に大きな変化を与えており、今後もデジタル技術をはじめとする情報通信技術の高度化、通信データの大容量化はさらに進むことが予想され、市民の誰もが情報通信技術の利便性を実感できる地域づくりを目指す必要がある。

根室市では、ICTを活用した地域づくりを総合的かつ計画的に推進するために「地域情報化計画」を策定し、計画に基づいた様々な情報化への取組みを行い、市民生活の利便性向上や市民と行政との協働による地域情報化を着実に推進してきましたが、人口減少問題や雇用情勢の変化、地域社会の変容、医療、福祉、教育など社会全体への未来に向けたデジタル・トランスフォーメーションを推進することが必要である。

(2) その対策

- (ア) 情報通信技術利活用を促進するための基盤整備
- (イ) 市民サービスの充実に向けた情報通信技術の利活用の促進
- (ウ) 防災情報伝達手段の充実強化
- (エ) 高度情報化に対応できる教育環境の整備充実

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等の情報化のための施設	防災行政無線整備事業 デジタル防災行政無線整備事業	根室市 根室市	
	(3) その他	地域情報通信基盤管理事業	根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

根室市の道路交通網は、釧路圏へ向かう国道 44 号と北網圏へ向かう国道 243 号が幹線となっており、釧路市からは国道 38 号、国道 12 号を経由するルートが道央圏へ、国道 38 号、国道 274 号を経由するルートが道内の物流拠点である苫小牧市へ接続する、当市の物流の基幹ルートとなっている。さらに、道道が基幹集落を連結補完し、これに市道が組み合って当市の道路交通網が形成されているが、市道については、都市機能の充実と利便性の高いまちづくりをめざして整備を進めてきたが、その整備率は改良率 45.8%と全道平均を下まわっており、特に、国道・道道へ有機的に結びつく幹線道路と学校などの公共施設と住居地域を結ぶ生活道路の整備が必要となっている。

このため、未舗装道路の解消や道路排水施設の整備・改良、また、狹隘道路の改良も含めた計画的な整備、さらには、段差・勾配の解消などを進めるとともに、冬期間、安全で快適な交通を確保するための道路整備と適正な維持管理を推進するため、作業車両の計画的な更新を行う必要がある。

根室市は、全国主要消費地への生鮮食料品の供給を担っているが、北海道最東端という地理的ハンディを背負っており、地域内における交通アクセスの充実、農水産物の安定的な輸送等による基幹産業の振興、物流の促進、観光及び教育の活性化、そして地域住民の命を守る救急医療搬送の安定性向上のため、都市間を結ぶ広域道路ネットワークの強化を目指す道路網の整備が喫緊の課題となっている。

② 交通

鉄道交通は、中長距離移動の手段の中核を担っているが、マイカーの普及により乗降客は年々減少傾向にあり、平成元年には、根室管内四町との主要幹線交通機関である旧標津線が廃止され、バス転換を余儀なくされている。根釧圏と道央圏を結ぶ J R 根室本線の中でも釧路・根室間を結ぶ花咲線は、地域生活を支え、医療、観光に加え、北方領土隣接地域と道央圏を結ぶ唯一の鉄路として重要な役割を担っているが、利便性の向上が果たされない中で利用者数は激減しており、花咲線の維持存続に向けた取組みが課題となっている。

また、バスやハイヤーなどの公共交通は、高齢者や児童・生徒などの交通手段として日常生活に直結し、身近な公共交通機関として重要な役割を果たしているが、マイカーの増加などにより、利用者は年々減少傾向にあることから、利用者のニーズに応じた運行体制の充実や交通不便地の解消とともに、交通事業者の経営基盤の強化など、だれもが安全で快適に利用できるよう、交通事業者との連携を一層強化しながら持続可能な公共交通の確保に取り組む必要がある。

さらに、都市間交通バス、中標津空港線バス及び J R 標津線転換バスなどの広域バス路線については、バス事業者や沿線自治体などの連携のもと、引き続き、市民、観光・ビジネス客などの利便性の向上と利用促進への取組みが必要である。

表 5-1-① 道路・橋りょうの状況（令和２年４月１日現在）

（単位：km、％）

区 分	路 線 数	実 延 長	改 良 済 延 長 (改 良 率)	未 改 良		舗 装 延 長 (舗 装 率)
				延 長	うち自動車 通 行 不 能	
国 道	2	41.5	41.5 (100.0)			41.5 (100.0)
高 速 道	1	6.5	6.5 (100.0)			6.5 (100.0)
道 道	11	121.8	121.8 (100.0)			121.8 (100.0)
市 道	545	332.5	152.2 (45.8)	180.3		133.1 (40.0)
合 計	559	502.3	322.0 (64.1)	180.3		302.9 (60.3)

区 分	橋りょう数			延長 (m)		
	永 久 ・ 半永久橋	木造橋	計	永 久 ・ 半永久橋	木造橋	計
国 道	6		6	570.0		570.0
高 速 道	4		4	129.5		129.5
道 道	25		25	607.0		607.0
市 道	30		30	541.2		541.2
合 計	65		65	1847.7		1847.7

（２）その対策

- （ア）高速交通ネットワークの確立に向けた取組みの推進
- （イ）未舗装道路の解消、排水施設、歩道の整備など、市道の整備充実
- （ウ）作業車両の計画的な更新、道路の維持管理の充実
- （エ）災害に強い社会基盤の整備と維持管理
- （オ）地域公共交通の利用促進に向けた取組みの推進と広域ネットワークの充実
- （カ）ＪＲ花咲線の輸送機能や利便性の向上のための取組みの推進
- （キ）情報環境の整備と情報交流による市民生活の高度化
- （ク）基幹産業を中心とした地域間交流の促進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道	街路灯LED化事業	根室市	
		道路附帯施設補修事業	根室市	
		舗装新設事業	根室市	
	橋りょう	橋りょう補修事業	根室市	
	(8) 道路整備機 械等	除雪機械購入事業	根室市	
	(10) その他	標津線代替輸送連絡調整協議会負担事業	根室市	
		中標津空港利用促進事業	根室市	
		生活交通路線維持対策事業	根室市	
		根室本線花咲線維持確保対策事業	根室市	
		河川改修事業	根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 公営住宅等

根室市では、これまで市営住宅の供給を通じて住居環境の整備などに取組み、その後、老朽化した住宅の計画的な建設や建替えにより、令和元年4月1日現在で、市営住宅1,142戸、道営住宅185戸を有しており、市内最大規模の光洋団地の老朽化が進んでいることから、現在、光洋団地（後期）基本計画に基づき整備を推進している。

今後の住宅施策の推進においては、地域を担う子育て世代が安心して生み育てられる居住環境の形成に向けた総合的な施策の展開とともに、近年の人口減少により充足率などの傾向も踏まえながら、団地及び周辺環境の整備を計画的に進めていく必要がある。

一方、個人住宅や民間賃貸住宅の建設については、年々減少傾向にあることから、住宅融資制度の促進や住宅改善相談体制の充実などの建設支援策に努めていく必要がある。

② 上水道

根室市の上水道は、昭和32年の給水開始以来、都市化の進展にともなう水需要の増加に対応して、良質の水を安定的に供給するため数次の拡張事業を進め、令和元年度末では普及率が99.4%に達し、市街地においては、ほぼ全ての市民が水道のサービスを受けられるようになっている。

上水道は、市民生活や経済活動にとって不可欠な施設となっており、安定した「安全でおいしい水」を供給するためには、水源の環境保全、水質管理の強化、配水管網の充実、また、地震などの災害に強い施設整備と維持管理の充実を図るとともに、健全な水道事業の経営に努めていく必要がある。

③ 下水道

下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保する基盤施設であるとともに、公共用水域の水質保全など、重要な役割を担い、根室市の令和元年度末における普及率は74.3%、整備率は86.5%であり、衛生的な生活環境の確保、さらには、下水道事業経営の健全化のためにも、水洗化率・利用率の向上を図る必要がある。

また、人口減少などにより下水道を取り巻く環境は厳しさを増す中、老朽化した処理施設や下水道管の改築・更新など施設の適正かつ効率的な維持管理や長寿命化対策のため、健全な下水道事業の経営を進めていく必要がある。

表 6-1-① 上水道の状況

項 目		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年 度 末 給 水 人 口		人	27,110	26,534	25,989	25,588	25,022
行 政 区 域 内 人 口		人	27,290	26,712	26,156	25,735	25,164
普 及 率		%	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4
計 画 給 水 人 口		人	34,600	34,600	34,600	34,600	34,600
計 画 率		%	78.4	76.7	75.1	74.0	72.3
給 水 戸 数		戸	12,784	12,664	12,666	12,561	12,410
配水量	年 間	m ³	3,695,007	3,536,392	3,506,709	3,503,539	3,346,485
	1 日 平 均	m ³	10,096	9,689	9,607	9,599	9,143
有収水 量	年 間	m ³	2,886,520	2,842,264	2,794,211	2,757,078	2,725,872
	1 日 平 均	m ³	7,887	7,787	7,655	7,554	7,448
1 日 最 大 配 水 量		m ³	12,094	11,526	11,195	11,742	10,922
有 収 率		%	78.1	80.4	79.7	78.7	81.5

表 6-1-② 下水道の状況

項 目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
許可面積	ha	818.1	818.1	818.1	818.1	818.1
処理面積	ha	674.5	674.8	676.4	676.5	676.7
処理人口	人	20,269	19,856	19,423	19,080	18,703
水洗化人口	人	16,996	16,651	16,433	16,199	16,171
普及率	%	74.3	74.3	74.3	74.1	74.3
処理人口	人	20,269	19,856	19,423	19,080	18,703
行政人口	人	27,290	26,712	26,156	25,735	25,164
水洗化率	%	83.9	83.9	84.6	84.9	86.5
水洗化人口	人	16,996	16,651	16,433	16,199	16,171
処理人口	人	20,269	19,856	19,423	19,080	18,703

④ 環境衛生

根室市では、市民の快適な暮らしを守る取組みとして、家庭・事業所から排出される廃棄物の発生抑制や資源ごみの分別の徹底、再利用を促進するため、3Rや分別方法などの周知に努めてきたが、引き続き、市民一人ひとりの意識向上を図り、循環型社会の形成に向けて市民・事業所・行政が一体となった取組みが必要である。

また、市民生活に不可欠である廃棄物処理施設や墓地などの生活環境施設の適正な維持管理に努め、特に「根室市じん荼焼却場」は、竣工から40年が経過し老朽化が進行しており、可燃ごみの安定的・衛生的な処理を継続するため、新たな中間処理施設整備を計画的に進めるなど、社会情勢や施設の状況に応じた施設整備を図るとともに、老朽化が進行する施設・設備の計画的な更新・整備を推進し、生活環境施設の充実を図ることが必要である。

根室市の生活排水処理は、公共下水道及び合併浄化槽が中心である。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、MICS事業により根室下水終末処理場へ投下し処理を行っているものであり、生活排水対策を促進させるため、未接続世帯に対しての早期接続や、下

水道認可区域外における合併浄化槽の設置に向けた啓発・指導により公共用水域の水質保全と地域の環境整備を図っていく必要である。

⑤ 公園・緑化・環境

根室市の都市公園は平成 30 年度末現在、17 ヶ所、36.01ha が開設されており、市民一人当たりの公園面積は、13.99 m²と国の目標値である 10 m²を達成している状況にあるが、市内に点在する公園の大半は開設後 25 年から 35 年以上経過しているため、老朽箇所の解消とともに、高齢者や障がいのある人などにやさしい施設、トイレの充実など、少子高齢化などに対応した公園施設の再整備が必要となっている。また、緑豊かなまちづくりを総合的に進めていくため、「緑の基本計画」に基づき、既存の公園の計画的な再整備や緑地の整備・充実を図るとともに、市民が憩い、潤い豊かな自然環境を感じることができる、花と緑が彩るまちづくりに取り組む必要がある。

さらに、市民が安心して暮らせる環境の保全に取り組む中、家庭で実践できる環境に優しい行動の啓発や地球温暖化防止対策や自然環境の保全を目的とした協働事業の推進が必要となっている。

また、市民が安心して暮らすことができるよう交通安全意識の高揚や消費者教育の充実が求められている。

⑥ 消防・防災

根室市の消防行政は、火災に対する予防・警戒・防御はもとより、救急・救助活動や各種災害への対応など消防水利や消防力の強化を図ってきたが、複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対処するため、より一層の充実が求められている。

このため、市民の安全・安心につながる防災体制の充実強化を図るため、消防資機材の充実、消防水利の適正な配置、消防団の育成・強化など、消防力の強化を進めるとともに、各種情報の迅速かつ的確な収集や伝達など、情報化社会に対応した整備の推進、さらには、火災予防思想の普及と防火意識の高揚、自主防火組織の育成に努めるなどの総合的な防火安全対策が必要である。

救急救助業務は、救急出動件数も高齢化社会の進展などにより、今後さらに増加することが予想されるため、医療機関との連携を密にした救急体制の充実とともに、引き続き、市民を対象とした救急講習会の開催や救急救命士による救急業務の高度化などが必要となっている。

根室市は地震、津波の多発地帯に位置し、これまでも市民生活や社会経済状況に甚大な被害を受けたことから、地域防災計画の見直しをはじめ、総合防災訓練の実施や地域主体の防災訓練の促進、啓発事業、防災教育の実施などを通じて、「自らの命は自らで守る」という意識を高め、災害に強いまちづくりに取り組んできたところであり、今後、高い確率で発生が想定されている「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」をはじめとする大規模自然災害から市民の生命・財産を守るため「根室市国土強靱化地域計画」に基づき、国土強靱化に資する関連施策の推進に努めるものである。

また、災害時においては、情報の収集と伝達、迅速かつ円滑な避難体制が重要となることから、耐震性や老朽化による災害発生時の対策機能の不足など現庁舎が有する課題を解決するため、災害対応拠点施設としての新庁舎建設を進め、災害に対する危機管理体制を強化するとともに、引き続き関係機関との連携の強化や避難施設、防災設備、防災備蓄品の整備・充実、さらには、公共建築物等の耐震改修の促進、災害危険箇所の整備などが必要である。

(2) その対策

- (ア) 公営住宅の建設と建替えを促進し、総合的な居住環境の充実
- (イ) 老朽管更新など水道施設全体の安全性の向上を図り、水の安定供給確保
- (ウ) 水源の確保と水源環境の保全
- (エ) 計画的な下水道整備と、老朽化した施設の計画的な改修や更新の推進
- (オ) 下水道利用の向上、水洗化の普及促進とともに、適切な管理体制の確立
- (カ) 環境保全意識の高揚を図り、環境保全への取組みの積極的な推進
- (キ) 廃棄物の減量化・再資源化などによる廃棄物処理施設のあり方など総合的な
ごみ対策の推進と資源循環型社会の構築
- (ク) 生活環境施設の適正な維持管理と計画的な整備
- (ケ) 下水道計画区域外の合併処理浄化槽の普及促進
- (コ) 老朽化した施設やトイレの充実など、公園施設の再整備
- (サ) 緑化意識の高揚と緑化事業の促進
- (シ) 交通安全対策の推進と消費者保護の推進
- (ス) 消防資機材の充実、消火栓等の適正な配置等による消防力の強化
- (セ) 救急業務の高度化など、救急体制の充実
- (ソ) 防災設備、防災備蓄品、ハザードマップの整備・充実
- (タ) 防災意識の向上と自主防災組織づくりの促進など、防災体制の整備・充実

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	配水管整備事業 配水管（老朽管）布設替事業 水道施設整備改良事業 浄水場等施設整備事業	根室市 根室市 根室市 根室市	
	(2) 下水道処理 施設 公共下水道	管渠整備事業 処理場整備事業 ポンプ場整備事業	根室市 根室市 根室市	
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	じん芥焼却場整備事業 ごみ埋立処理場施設整備事業 廃棄物処理施設建設事業	根室市 根室市 根室市	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	根室市	
	(4) 火葬場	墓地蒼香苑整備事業	根室市	
	(5) 消防施設	消防緊急通信指令施設更新事業	根室市	
		防火水槽新設事業	根室市	
		消防車輛整備事業	根室市	
		消防分遣所等整備事業	根室市	
			根室市	

	(6) 公営住宅	消防救急デジタル無線設備更新事業	根室市	
		市営住宅維持管理事業	根室市	
	(8) その他	市営住宅整備事業（光洋団地他）	根室市	
		防災対策経費	根室市	
		災害備蓄推進事業	根室市	
		防災対策推進事業	根室市	
		自主防災組織活動活性化促進事業	根室市	
		こども防災・減災推進事業	根室市	
		新庁舎建設事業	根室市	
		ふるさと根室想々事業	根室市	
		合併処理浄化槽設置補助事業	根室市	
		自然の番人推進事業	根室市	
		ごみ減量化・資源化対策事業	根室市	
		循環型社会形成推進事業	根室市	
		消費者行政強化事業	根室市	
		自然保護対策経費	根室市	
		春国岱原生野鳥公園管理運営経費	根室市	
		春国岱原生野鳥公園整備事業	根室市	
		救急救命士養成事業	根室市	
		消防活動用資機材整備事業	根室市	
		救急救命士活動高度化事業	根室市	
		救急隊員養成事業	根室市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

廃棄物処理施設、水道施設や下水道処理施設などの「生活環境の整備」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境

少子化や核家族化、就労女性の増加など子育て環境は大きく変化しており、妊娠・出産・育児に対するニーズも多様化し、妊娠期から乳幼児期の健康支援はもとより、ケースに応じた母親の心のケアなど健全な母子育成が求められていることから、母親同士のつながりを強めることや、専門スタッフを配置した相談体制の充実など、関係機関や保健・医療・福祉が連携した支援の推進が必要である。

また、近年の地域社会におけるつながりの希薄化による影響から、地域で子どもを育む意識が低下しており、そのため、子どもの自主性や社会性が十分に育たないなどの指摘がされているほか、親のストレス増加も懸念されている。身近で気軽に子育てできる場として「子育て相談所」を開設しているほか、地域住民や子育てサークル活動の支援、屋内遊戯施設の整備など、子育ての喜びを実感できるさらなる環境づくりが必要である。

さらに、家庭での出産、育児に係る経済的負担は大きく、子育て世帯に対しては子ども医療費等の助成など経済的支援に努めているが、さらなる経済的負担の軽減が求められており、今後も安心して子育てができる環境づくりに向けた支援の充実が必要である。

② 児童・母子福祉

根室市の児童保育は、乳幼児保育のほか障がいのある児童の受入れ等にも対応しており、また、一時保育や民間保育園で実施する延長保育事業への補助支援などに取組んでいる。今後、未就学児童の保育等については、子ども・子育て支援新制度に伴い民間幼稚園・民間保育園等との連携・協調を図り、その充実に向け取り組む必要がある。

また、アレルギーや障がいのある児童のほか、児童虐待への対応など、複雑・多様化する保育ニーズに対応するため、職員の資質向上や関係機関との連携を図り、それぞれの児童へ適切な対応をするとともに、家庭への支援も含めた総合的な保育サービスの向上を図る必要がある。

さらに、こどもの病気の早期発見・早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、乳幼児や児童に係る医療費の一部助成等により、健康で安心して暮らせるまちづくりの推進が必要である。

③ 高齢者福祉等

根室市の65歳以上の高齢者は、令和元年12月末現在で8,688人となっており、高齢化率は34.6%となっている。これは、北海道平均の31.7%を上回っており、家族における介護支援の強化と在宅・施設福祉の調和がとれた総合的な福祉を推進し、地域で支えあう環境づくりが重要となる。根室市においては、一次産業中心の構造上、非過疎地域に比して高齢者が地域社会の主要な担い手となっている例も少なくない。

このような状況のもとで、地域の活力を低下させないためには、生きがいをもって社会に参加できるような環境づくりを進めるとともに、高齢者が心身ともに健康であるよう、地域住民の主体的な参加による介護予防に積極的に取り組んでいくことが求

められている。

一方、寝たきりや認知症など介護が必要となった高齢者やひとり暮らし高齢者の多くは、住み慣れた地域で暮らすことを望んでおり、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、地域包括支援センターが中核となり、地域の社会資源をネットワーク化し、地域社会全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築を推進することが必要である。

このため、高齢者の生活機能の低下を防止し、健康で活動的な生活を送ることができるよう支援することや、高齢者見守りボランティア事業の普及促進、認知症サポーターの養成など、在宅生活者を支援する必要がある。

④ 障がい者福祉

障がい者福祉の充実にあたっては、それぞれの生活様式に応じて必要な支援を受けることができ、引き続き、地域社会の一員として、地域での生活が継続できるよう、幅広い対応が求められている。併せて、障がいのある人に配慮したまちづくり、ボランティア活動、雇用の場の開拓、相談体制の充実などの幅広い支援とともに、知的障がい者更生施設、障がい者共同作業所、グループホームなどへの支援と連携、さらには、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応する体制整備を社会福祉協議会やボランティア団体などの連携のもと、地域全体として推進することが必要である。

このため、障がい福祉サービスなどの充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、障がいのある人のための新たな総合的制度ができるまでの間、国の動向を注視しながら、保健・医療・福祉の有機的な連携を図り、療育援助など本人及び家族に対する生活支援など、きめ細やかなサービスの実施に努める。

⑤ 保健

保健予防の充実とは、市民の健康の保持増進に及ぼす影響は大きく、疾病そのものを予防する一次予防を重視した対策の強化や、早期の発見・治療のための二次予防の拡充など、それぞれの必要性に応じた総合的な保健サービスを推進する必要がある。

また、近年、育児不安や育児困難、青年期以降におけるひきこもり、中高年期の経済・社会情勢の変化に伴う自殺者の増加が目立ち、心の健康を保持増進するための予防体制の確立と相談体制の充実を図る必要がある。

このため、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自ら行動できるよう知識の普及・啓発をはじめ、市内医療機関や関係団体等との連携の下、各種健診（検診）や、保健指導等による疾病の予防と早期発見、各種健康・栄養相談等の実施により、市民の健康づくりを支援するとともに、女性特有のがん検診の実施など、引き続き、一次予防について対策の強化を進め、心の健康の保持増進する対策など、地域と行政が一体となった地域保健の活動の推進が必要である。

(2) その対策

- (ア) 高齢者に配慮した施設の整備
- (イ) 保健・医療との連携を通じた福祉サービスの提供体制の効率化
- (ウ) 高齢者の社会活動への参画や交流による生きがいのづくりの推進
- (エ) 身体・知的相談員や関係団体、サービス提供事業所との連携強化
- (オ) 在宅サービス提供事業者の確保
- (カ) 障がいのある人に対する社会参加支援施策の検討
- (キ) 安心して子どもを産み育てられる環境の充実
- (ク) 保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開
- (ケ) 市民の健康意識の向上と健康づくりの推進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施 設 児童館	花咲放課後教室整備事業	根室市	
	(5)障害者福祉 施設 障害者支援 施設	障がい福祉サービス事業所建設補助事業	根室市	
	(9)その他	重度心身障がい者医療給付経費	根室市	
		子ども発達支援事業	根室市	
		地域福祉補助事業	根室市	
		障がい者就労支援事業	根室市	
		難聴者・中途失聴者支援事業	根室市	
		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	根室市	
		児童福祉事業経費（福祉担当）	根室市	
		子育て環境整備事業（児童デイ）	根室市	
		仕事・暮らしサポート事業	根室市	
		未来応援学習サポート事業	根室市	
		老人福祉事業経費	根室市	
		高齢者バス優待乗車券等交付事業	根室市	
		人材確保対策事業（介護職員）（再）	根室市	
		高齢者見守り支援事業	根室市	
		老人福祉センター整備事業	根室市	
		児童福祉事業経費（健康推進担当）	根室市	
		地域医療対策推進事業	根室市	
		公衆浴場支援対策事業	根室市	
		母子保健妊娠期支援事業	根室市	
		母子保健出産期支援事業	根室市	
		母子保健子育て期支援事業	根室市	
		結核予防及び各種予防接種経費	根室市	

		保健事業経費	根室市	
		大人の風しん予防接種助成事業	根室市	
		人材確保対策事業（子育て支援分野）（再）	根室市	
		出産祝金支給事業	根室市	
		特定教育・保育施設運営経費	根室市	
		子育て相談所運営経費	根室市	
		乳児家庭全戸訪問事業経費	根室市	
		特例地域型保育給付支給施設等運営経費	根室市	
		特定教育・保育施設等副食費無料化事業	根室市	
		ひとり親家庭等医療給付経費	根室市	
		ひとり親生活支援事業	根室市	
		（仮称）ふるさと遊びの広場管理運営経費	根室市	
		（仮称）ふるさと遊びの広場整備事業	根室市	
		既設公園整備事業	根室市	
		子育て環境整備事業（公園）	根室市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

老人福祉センターなどの「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

根室市における医療施設は、病院3施設、一般診療所7施設となっており、市内唯一の公的医療機関である市立根室病院は、地域センター病院や救急告示病院、災害拠点病院に位置づけられているほか、国の人道的な支援として行われる“北方四島在住ロシア人患者”の受入など、北方領土を含む隣接地域の医療拠点として重要な役割を果たしてきたが、その医療環境は、安定的な常勤医師の確保が難しい現状にあり、全国に比べて低い水準にある。

このため、市立根室病院において、医師の定着化や勤務医の就労環境の改善など、引き続き、市民組織である“ねむろ医心伝信ネットワーク会議”と一体となって、地域医療を守るための活動を展開していく必要がある。安定的かつ継続的な医療体制の構築に向け、医育大学との連携、個人招へい活動、専門医研修制度など新たな医師派遣システムの構築に向け検討を進めるとともに、研修医の確保に向け、魅力ある臨床研修プログラム連携施設として、研修体制の充実に努める必要がある。

また、市民の医療ニーズに対応し、安心して医療を受けることができるよう、医療を担う人材の育成支援や市立病院・診療所機能の維持・整備を図り、市内医療機関相互の連携や広域的な医療ネットワークの推進により、地域医療体制の充実に努める必要がある。

さらに、患者サービスの向上や安定的な医師体制の構築をはじめ、ドクターヘリの活用などによる救急搬送体制の充実、さらには、急速な高齢化社会の進展に伴う、保健・医療・福祉の包括的サービスのあり方など、各医療機関等の役割分担による相互連携の強化が求められている。

(2) その対策

- (ア) 市立根室病院と医師会や民間医療施設との連携・機能分担の強化
- (イ) 市立根室病院の医療機器の整備
- (ウ) 診療所機能の維持・整備
- (エ) 市立根室病院の経営基盤の強化
- (オ) 医療技術者の確保対策の推進
- (カ) ドクターヘリや遠隔医療システムの活用など広域救急医療の充実
- (キ) 保健・福祉との包括的な連携の推進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 (3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 (4) その他	医療機器整備事業 診療所整備事業 医師確保対策事業 ・医師が働きやすい環境づくりや、医師を支 援する体制の整備を推進し、医師の恒久的な 確保や招聘に繋げることにより、地域住民に 対する安定的な医療提供が期待できる。 広域救急医療確保対策事業 小児救急医療支援事業 保健指導及び医師対策経費（再）	根室市 根室市 根室市 根室市 根室市 根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

市立根室病院などの「医療の確保」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

根室市における幼児教育は、令和2年度時点で私立幼稚園2箇所、幼保連携型認定こども園1箇所、園児数278人という状況にある。幼児数は、今後も減少することが予想されることから、家庭、市立保育所や小学校との連携を強化しながら、運営について協議するとともに、就園の奨励に努める必要がある。

② 学校教育

根室市における学校教育の現況は、令和2年度時点で小学校7校、中学校6校、義務教育学校1校であり、児童数は1,014人、生徒数は602人となっており、前年度と比較すると児童数で37人、生徒数で14人と年々減少している。

また、全国学力・学習状況調査の結果、学力が全国・全道平均に達していない状況であり、次代を担う子どもたちの確かな学力向上の取組みが喫緊の課題となっており、一人ひとりの個性、能力、適性等に応じた学習環境の整備強化のほか、ICTの積極的な活用など、教育環境の充実が求められている。

義務教育は、児童生徒の急激な減少などから、適正配置方針に基づいて、市街地の小中学校も含め、学校の教育力を維持することを基本に適正配置に向けた取組みを進めているが、地域の子どもたちの教育環境の整備を最優先に考えた適正配置を進める必要があり、また、学校統廃合等による通学困難な児童生徒の通学条件を改善するためスクールバス等の運行を引き続き進めるとともに、老朽化が著しい教職員住宅の環境改善を目的に教職員住宅の整備を促進する必要がある。

小中学校は、地域の人々にとって最も身近な教育、文化、スポーツ施設であり、地域での利用に配慮して、施設設備の多機能化や、その積極的な開放を促進するとともに、災害時には、緊急避難所となるため、安全で安心な施設の整備が必要である。とりわけ、学校施設については、老朽化が著しい施設を重点に、今後の学校施設の新築・改築計画や耐震診断の結果、適正配置に関する基本方針などを考慮のうえ、学校施設の改修、改築を計画的に進めることが必要である。

高等学校教育は、令和2年度時点で北海道立高校1校、生徒数493人となっており、前年度と比較すると生徒数で45人の減少という状況にあるが、これからの地域社会を支える人材を育成するため、自らの未来を開いていく「生きる力」を育む教育環境の整備を進め、多様な子どもたちが、公正に個別最適化された学びができる環境づくりが必要である。

③ 生涯学習

個人が社会の中で自立し、他者と連携・協力しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題を主体的に担うことができる力を身につけられるよう、様々な学習や体験活動、読書活動などの学習機会を提供するため、社会教育関係施設や民間施設・団体などと連携した取組みが必要である。

このため、市民、関係機関・団体との連携と協働の体制など、市民が行政と一体となった学習環境づくりが必要であり、引き続き総合文化会館、公民館などその活動の拠

点となる施設の活用促進を図るとともに、図書館や地域のコミュニティーセンターとのネットワークにより地域住民への学習機会を提供し、施設等の効果的な活用と市民の社会参加を活性化する必要がある。

④ 社会体育

市民の健康に対する意識の高揚等に伴い、スポーツやレクリエーション活動に対する関心が高まり、活発な活動が行われている。スポーツやレクリエーション活動は、市民の健康の保持・増進や豊かな人間関係づくり、地域コミュニティの形成を進めるうえで重要な役割を果たしていることから、市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現することが必要である。

市民がライフスタイルの変化にあわせて主体的にスポーツを行うことができるよう、総合運動公園の各施設をはじめとする体育施設の充実や市民ニーズの変化に対応するため、総合体育館の建設についての検討を進めるとともに、スポーツ・レクリエーションイベントの拡充と情報提供に努め、指導者の養成やボランティアの育成等により、多くの市民が生涯を通じて活動することができる環境を整備し、市民のスポーツ活動を推進することが必要である。

(2) その対策

- (ア) 就園の奨励と“幼・保・小・中・高連携”等の教育環境の調査研究
- (イ) 児童生徒の教育環境の確立と、適正な配置などによる教育水準の確保
- (ウ) 義務教育施設の計画的な教育環境の整備
- (エ) 個々の学校の独自性を尊重した地域に根ざす教育の展開
- (オ) 食育や伝統文化教育の充実
- (カ) 社会参加活動などを通じた心身共に健全な青少年の育成
- (キ) 少年団や市民のスポーツ活動等に対する支援の充実
- (ク) 生涯スポーツの推進とスポーツ環境の整備
- (ケ) 社会教育施設や文化・スポーツ施設の利便性の向上
- (コ) 乳幼児期からの読書活動の推進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 給食施設 (3) 集会施設、 体育施設等	花咲小学校移転改修事業 中学校校舎等大規模改造事業 落石小学校校舎・屋体改修事業 落石中学校校舎改築事業 学校給食共同調理場整備事業	根室市 根室市 根室市 根室市 根室市	

	公民館	(仮称)花咲港・厚床ふるさと館整備事業	根室市
	体育施設	公園長寿命化事業	根室市
	図書館	図書館整備事業	根室市
	(5)その他	地域会館整備事業	根室市
		奨学資金貸付運営経費	根室市
		外国語指導助手配置事業	根室市
		適応指導教室運営経費	根室市
		校務用コンピュータ整備事業	根室市
		特別支援教育推進事業	根室市
		通級指導教室開設事業	根室市
		幼保小中高教育連携事業	根室市
		小学校教育環境整備事業	根室市
		小学校教育環境整備事業（安全対策）	根室市
		I C T教育環境整備事業（小学校）	根室市
		中学校教育環境整備事業	根室市
		中学校教育環境整備事業（安全対策）	根室市
		I C T教育環境整備事業（中学校）	根室市
		学校給食運営経費	根室市
		ふるさと給食事業	根室市
		子どもの社会教育参加促進事業	根室市
		ねむろこどもフェス開催事業	根室市
		青少年相談室管理運営経費	根室市
		放課後教室管理運営経費	根室市
		子育て環境整備事業（児童小公園）	根室市
		青少年センター整備事業	根室市
		みらいのアスリート応援事業	根室市
		シーサイドマラソン開催事業	根室市
		温水プール整備事業	根室市
		社会体育施設整備事業	根室市
		みらいのアーティスト応援事業	根室市
		図書館図書整備事業	根室市
		子どもブックライフ応援事業	根室市

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等については、小学校の統合等に伴い、閉校した小学校の跡地・跡施設の効果的な利活用に努めるとともに、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

根室市の集落は、“オホーツク海”と“太平洋”に突き出た根室半島の海岸線一帯に散在しており、中心部の市街地は、老朽家屋や空き地等が目立ち、周辺の漁村部及び農村部の集落も、後継者の流出が少子化を生み、高齢化に拍車をかけている状況にあり、集落の形成に大きな影響を及ぼしている。

集落の整備にあたっては、定住促進のための住宅整備をはじめ空き家・未利用公共施設の活用により、集落における若年層を中心とした人口の流出を防止し、都市から転入するU・Iターン者の増加をはかり労働力の不足を生じさせない工夫が求められている。

また、海岸線沿いの漁村集落においては、道路網や災害対策の整備が進められているが、冬期間において孤立集落化することもあり、除雪体制等の充実など引き続き生活環境の整備を行い利便性と安全性の向上が必要である。

集落の機能については、コミュニティ活動等の住民の自主的活動の振興、地域社会における住民相互の助け合いと世代間の交流促進により、自治機能の充実を図る必要があるため、活動の中心となる地域リーダーの育成に努め、女性会、老人クラブ、消防団等の育成強化と団体相互の一層の連携が必要である。とりわけ、若年層の流出を中心とした人口減少の抑制が重要であり、雇用の機会や若者等に対応した娯楽施設の不足、大規模商業店舗の未立地、高等教育機関の未整備などが要因にあげられるが、引き続き若者等が自らの地域資源に着目し、地域に対する誇りと愛着を育みながら、地域活動に貢献する気運を高めていくことが必要である。

(2) その対策

- (ア) 地域社会の根幹である集落を維持するための集落内道路の整備の推進
- (イ) 児童生徒の通学や高齢者の通院など交通手段の確保
- (ウ) 地域に適応した下水処理事業を効果的に取り入れた生活環境の改善
- (エ) 地域の特性を活かした地場産業の創造と交流環境づくりの促進
- (オ) U・Iターン等の就職支援の推進
- (カ) 新規学卒者等の若年者雇用の促進
- (キ) 中高年齢者・障がい者雇用対策並びに冬期間の就業者対策の推進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	地域おこし協力隊事業（再） 新規就農者確保対策事業（再） 若年者等雇用促進支援事業（再） 農業後継者対策事業（再）	根室市 根室市 根室市 根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

文化は豊かな人間性を育み生活に潤いをもたらすと同時に、まちを彩る個性となることから、市民が文化芸術を身近に鑑賞できる機会の充実を図るとともに、地域文化の担い手の育成や、文化施設等を積極的に利活用できるようにすることなどの取り組みが必要である。

根室市には、西月ヶ岡遺跡をはじめ、公益財団法人日本城郭協会の日本 100 名城に認定されて以来、注目を集めている根室半島チャン跡群など、道内でも有数の貴重な史跡や天然記念物、指定文化財など内外に誇れる遺産が数多く存在しており、このような文化遺産の持つ価値や本市の歴史、自然に関する情報発信、さらには教育や観光資源としての活用を推進するために拠点整備が求められている。

また、地域文化の振興にあたっては、古来伝統的な文化はもとより、本市に新たに創造された文化の継承など、多彩な文化の交流や発展に取り組むとともに、芸術・文化の力を生かして、郷土に愛着と誇りを持ち、心豊かに生きることができる街づくりの実現が求められている。しかし、最近では、生活様式の変化や価値観の多様性から地域社会との関係は希薄となり、文化財保護意識の低下や、伝統芸能においては後継者の育成が問題となり、後世までいかに保存し継承していくかが課題となっている。

このことから、文化交流の拠点施設や資料館等を中心に、関係する市民団体と連携し、芸術の鑑賞や発表の機会の充実をはじめ、文化財の適切な保護・保全、市民の主体的な文化活動を支援する体制づくりや、指導者等の育成などを通じて、創造性の豊かな地域文化の伝承普及に努める必要がある。

(2) その対策

- (ア) 芸術・文化機会の拡充と文化創造のための環境の整備
- (イ) 伝統文化教育の展開と地域に根ざした教育環境の整備
- (ウ) 文化財の保護・活用、情報提供機会の充実
- (エ) 地域文化活動に対する支援と後継者の育成

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振 興施設 (3) その他	総合文化会館整備事業 根室市史編纂事業 北方領土資料館管理運営経費 総合文化会館事業協会補助事業 飯田三郎資料展示室移転整備事業 伝統文化・郷土芸能体験プログラム事業 博物館活動推進事業 史跡等文化財博物館活動推進事業 北方資料研究活用推進事業	根室市 根室市 根室市 民間 根室市 根室市 根室市 根室市 根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合文化会館などの「地域文化の振興等」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

世界的なエネルギー事情と環境の変化から、幾度と無く発生した化石燃料の価格高騰に加え、地球温暖化がもたらす異常気象や海水温の上昇は、中心商店街の浸水被害や、漁獲量の減少等を引き起こし、これまで市民生活や産業活動が大きなダメージを受けてきた。

また、根室市は、北方海域の豊かな水産資源を活かした水産業をはじめ、冷涼な気象条件を活かした酪農業、さらには、野鳥の宝庫である春国岱や風蓮湖等の貴重な自然を背景とした観光業等の産業により発展してきた全国でも有数の水産都市であり、当市が将来にわたり維持・発展していくためには、海洋環境をはじめ、この優れた環境を維持し、未来へ繋げることが重要である。

このため、「再生可能エネルギーの導入拡大」と「省エネルギー社会の実現」に取組み、エネルギーの地産地消を推進することで、産業活動の維持・発展や市民生活の安定を確保するとともに、自然と共生する「環境に優しいまち」を目指すため、その指針となる「根室市エネルギービジョン」を平成 29 年度に策定し、持続可能な環境共生・循環型社会を目指して再生可能エネルギーの活用を図ることが必要である。

(2) その対策

- (ア) 太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの段階的導入拡大
- (イ) 省エネルギー型ライフスタイルの定着
- (ウ) 地球温暖化の防止に配慮した節電・省エネルギーの普及促進

(3) 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(3) その他	根室市エネルギービジョンの推進	根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 北方領土問題

根室市はこれまで、北方領土問題が未解決であることに起因し、自由な社会経済活動に対する多くの制約を受けてきたところであり、また、北方領土返還要求運動原点の地の責務として、関係団体とともに、戦後一貫して国民世論の形成や返還に向けた環境づくりを進めてきたが、元島民の高齢化や後継者不足、さらには領土問題解決の進展がない状況での閉塞感等から、返還要求運動の停滞が懸念されており、これらを克服した取組みが必要である。

多くの元島民関係者が居住する根室市は、引き続き、より主体的な姿勢で北方領土問題の本質と解決の必要性を強く国民に訴えかけ、国に対して、問題の早期解決を率先して求める等、粘り強く、かつ、積極的な北方領土返還要求運動を進めていかなければならず、また、隣接地域が北方領土返還要求運動の拠点として安定した地域社会を形成し、さらには北方領土問題が未解決であることに起因して、特殊な状況に置かれている隣接地域の住民生活の安定を図るため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（北方特別措置法）」に基づき、隣接地域に対する安定的な財源対策を、引き続き国等に対して強く求めていく必要がある。

さらに、北方領土返還後の根室市が、戦前と同様に北方領土の母都市としての機能を担っていくために必要となる社会基盤の整備については、多大な時間を要することからも、早期の取組みが必要であり、特に、「人的・物的交流」や「都市的サービスである高度医療」、「教育・文化・観光施設等の相互利用」、及び「広域観光ルートの設定」、「災害対応」等、様々な施策を相互に補完、連携するために必要となる道路環境や港湾環境の早急な整備促進が求められている。

② 北方四島交流による相互理解の増進等

根室市は、北方四島に現在居住しているロシア人住民との間で相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として実施している四島交流において、我が国国民の北方四島への訪問及び北方四島ロシア人の受入れ双方の玄関口となっていると同時に、人道的見地から実施している北方領土墓参及び北方四島への自由訪問においてもその出入港地となっている。また、北方四島在住ロシア人家族や青少年の受入れは、根室市を中心に行っており、相互交流による北方領土問題解決への環境整備に大きな役割を果たしており、今後一層、政府の外交交渉を支え、後押しする粘り強い北方領土返還要求運動の推進と、北方四島交流による相互理解の増進等、早期返還に向けた環境整備の促進を図っていくことが必要である。

(2) その対策

- (ア) 力強い外交交渉を支えるための国内外世論の喚起高揚の推進
- (イ) 北方領土をのぞむ豊かな恵みを生かした、たくましい産業の育成と安定した雇用の確保
- (ウ) 北方四島を追われた元島民をはじめ、地域の人々が暮らしにゆとりと安心の実感できる地域社会の形成
- (エ) 北方領土の母都市としての本市の安定的な発展を支える社会基盤整備の促進
- (オ) 北方領土周辺の豊かな自然との共生の追求
- (カ) 戦略的な北方四島交流事業の促進

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 北方領土返還要求運動事業	北方領土返還運動経費 北方領土隣接地域振興対策推進経費 北方領土隣接地域振興等基金事業(市民大会開催事業ほか) 北方四島交流事業 北方四島人道支援受入事業 北方領土啓発施設整備事業 北方領土対策連携強化事業	根室市 根室市 根室市 根室市 根室市 根室市 根室市	
	(2) その他	国際・北方四島地域間交流調査研究事業	根室市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等については、各々の施設等の現況及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

14. 過疎地域持続的発展特別事業

事業計画 ※過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	医師確保対策事業	根室市	